

## 営繕工事の総合評価落札方式の評価点の改正について

(平成30年4月1日以降の入札公告から適用)

営繕工事受注団体と災害時の県有建築物の応急対策業務に関する協定締結を進めることで県の防災力強化を図るため、営繕系工事の総合評価落札方式の落札者決定基準(地域貢献度)を下記の通り改定する。

### 建築一式工事

【現行】応急危険度判定士1.0点

【改正】応急危険度判定士0.5点、県有建築物の災害協定0.5点

### 営繕系設備工事(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防設備工事)

【新設】県有建築物の災害協定1.0点(土木系設備工事は従前のおり)